

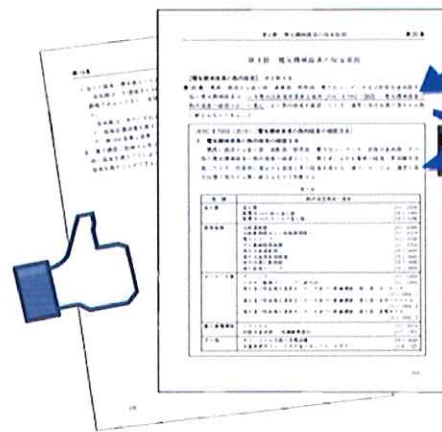
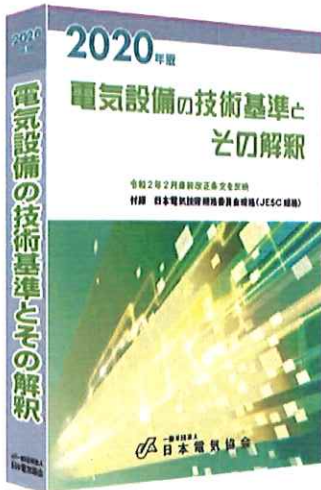
2020年版

2020年5月下旬発行
令和2年2月最終改正条文を反映!

電気設備の技術基準とその解釈

A5判 約520頁
定価1,000円(税別)

- 👍 電気事業法に基づく技術基準である「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその判断基準である「電気設備の技術基準の解釈」の全条文を収録。
- 👍 附録 日本電気技術規格委員会規格(JESC規格)



JESC引用部分に
当該条文を併記し

見やすく編集!

下記FAX注文書をご利用ください。

注文書

日本電気協会 中部支部 行 (Tel. 052-934-7218 〒461-8570 名古屋市東区東桜 2-13-30 NTP プラザ東新町 9 階)

FAX 052-934-7391

ご注文部数	2020年版 電気設備の技術基準とその解釈	部
貴社(団体)名・部署		
ご送付先住所	〒	
ご担当者名		
ご連絡先	TEL	E-mail 外
連絡欄		

本会発行図書のご案内をダイレクトメールやEメールでお送りさせていただく場合がございます。
ご不要な場合は☑を付けてください。⇒

- > 代金は、本と同封で請求書・振込用紙を送付いたしますので、到着後お振込みください。
なお、ご注文の内容等により、代金の前払いをお願いする場合がございます。また、ご注文後のキャンセルはお受けできません。
- > 送料は、全国一律 一か所 600円(税込)です。

主な解釈改正事項

改正日	改正事項	解釈条文
令和2年2月25日	<p>太陽電池発電設備に関する規定の改正</p> <p>○ 第17回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（令和元年7月）において、小出力発電設備である太陽電池発電設備については、それらの仕様に従うことを求め、実質的に「仕様規定化」を図ることが適当とされた。これを踏まえ、アルミニウム合金製架台の標準設計仕様を第46条第3項に追加するとともに、第200条を改正。また、支持物を施設することを規定することが適当とされ電技解釈第46条及び第200条に、土地に自立して施設される太陽電池発電設備の支持物の施設による土砂流出等を防止する措置を講じることが新たに規定。</p>	<p>第46条【太陽電池発電所の電線等の施設】</p> <p>第200条【小出力発電設備の施設】</p>
	<p>170kVを超える特別高圧架空電線に係る距離距離について</p> <p>○ JESCにおいて、諸外国における距離距離の規程や事故実績等を考慮して改定したJESC E 2012「170 kVを超える特別高圧架空電線に関する距離距離」に基づく距離距離を確保すれば、安全が確保されると判断されたことを踏まえ、特別高圧架空電線の距離距離に係る第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条において、当該距離距離に係る規定を追加。</p>	<p>第97条【35,000 Vを超える特別高圧架空電線と建造物との接近】</p> <p>第98条【35,000 Vを超える特別高圧架空電線と道路等との接近又は交差】</p> <p>第99条【35,000 Vを超える特別高圧架空電線と索道との接近又は交差】</p> <p>第100条【35,000 Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】</p> <p>第101条【特別高圧架空電線相互の接近又は交差】</p> <p>第102条【35,000 Vを超える特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差】</p> <p>第103条【35,000 Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】</p> <p>第218条【IEC 60364規格の適用】</p>
	<p>IEC 60364 規格の制改正への対応</p> <p>○ 需要場所に設置される低圧の電気設備は、第218条に規定するIEC 60364シリーズの規格に基づき施設できる。同シリーズの規格は随時制改正されているところ、同シリーズのうち近年制改正された7規格については、一部の箇条を除き電技解釈に取り入れ可能であると確認されたことに伴う改正（第218条218-1表）を改正する。</p>	<p>第218条【IEC 60364規格の適用】</p>

電技解釈で引用しているJESC規格の最新版への更新	第15条【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】
<p>○ 電技解釈で引用している以下の規格について、保安水準には影響を与えない項目について改正が行われたことを踏まえ、規格の名称を最新版に更新。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15条：JESC E 7001 ・第16条：JESC E 7001 ・第20条：JESC E 7002 ・第37条の2：JESC Z0003 ・第126条：JESC E 2014 ・第132条：JESC E 2017 <p>その他所望の改正</p> <p>○ 令和元年7月1日に産業標準化法が施行され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴う規格の名称変更等、所要の改正。</p> <p>日本産業規格 JIS C 3503 (1995) 他</p>	<p>第16条【機械器具等の電路の絶縁性能】</p> <p>第20条【電気機械器具の熱的強度】</p> <p>第37条の2【サイバークエイクの確保】</p> <p>第126条【トネル内電線路の施設】</p> <p>第132条【屋内に施設する電線路】</p>
<p>その他の所望の改正</p> <p>○ 令和元年7月1日に産業標準化法が施行され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴う規格の名称変更等、所要の改正。</p> <p>日本産業規格 JIS C 3503 (1995) 他</p>	<p>第99条【低圧ケーブル】</p> <p>第122条【電線の接続法】</p> <p>第166条【機械器具等の電路の絶縁性能】</p> <p>第188条【工作物の金属体を利用した接地工事】</p> <p>第311条【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】</p> <p>第33条【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】</p> <p>第34条【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】</p> <p>第39条【変圧所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】</p> <p>第40条【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】</p> <p>第46条【太陽電池発電所等の電線等の施設】</p> <p>第50条【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】</p> <p>第55条【架空電線路の防護具】</p> <p>第56条【鉄筋コンクリート柱の構成等】</p> <p>第57条【鉄性及び鉄塔の構成等】</p> <p>第79条【低高圧架空電線と植物との接近】</p> <p>第122条【地中電線路の加圧装置の施設】</p> <p>第133条【臨時電線路の施設】</p> <p>第150条【配線器具の施設】</p> <p>第159条【金属管工事】</p> <p>第163条【バスダクト工事】</p> <p>第165条【特殊な低圧屋内配線工事】</p> <p>第172条【特殊な配線等の施設】</p> <p>第173条【低圧接触電線の施設】</p> <p>第176条【可燃性ガス等の存在する場所の施設】</p> <p>第183条【特別低電圧照明回路の施設】</p> <p>第185条【放電灯の施設】</p> <p>第188条【滑走路灯等の配線の施設】</p> <p>第194条【エックス線発生装置の施設】</p> <p>第195条【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】</p> <p>第197条【バイオマシンの電熱装置の施設】</p> <p>第218条【IEC 60364規格の適用】</p>